

# 論点

消費者庁の消費者安全調査委員会、いわゆる消費者事故調が発足した。運輸安全委員会が取り扱っている以外のすべての消費者事故を対象としているので、取り扱うべき対象範囲は実に広いことになる。これまでの省庁も所管していなかったすぎ間事案、多くの省庁にまたがって統一した調査が難しかった事案に対しては自ら調査し、他省庁で調査した結果に対して消費者の視点から評価をするという。消費者からの申し出も受け付けるとして、大きな期待を背負ったの出発である。

今月6日の委員会では、

## 消費者事故調 発足

最初の事故調査対象の一つに、既に国土交通省から事故調査報告書が提出されている、6年前の東京都港区のシンドラーエレベーター社製エレベーター死亡事故を含めることが決まった。その直前、金沢のホテルで同社製エレベーターに清掃員が挟まれて死亡する事故が、また起きてしまった。事故調査報告に基づき、

# 期待に著実に応えて

初期の事故調査対象の一つに、既に国土交通省から事故調査報告書が提出されている、6年前の東京都港区のシンドラーエレベーター社製エレベーター死亡事故を含めることが決まった。その直前、金沢のホテルで同社製エレベーターに清掃員が挟まれて死亡する事故が、また起きてしまった。事故調査報告に基づき、

初期の事故調査対象の一つに、既に国土交通省から事故調査報告書が提出されている、6年前の東京都港区のシンドラーエレベーター社製エレベーター死亡事故を含めることが決まった。その直前、金沢のホテルで同社製エレベーターに清掃員が挟まれて死亡する事故が、また起きてしまった。事故調査報告に基づき、



むかいどの  
まさお  
向殿 政男氏  
明治大学理工学部教授。専門は安全学、情報科学。国土交通省昇降機等事故調査部会長。私立大学情報教育協会会長。70歳。

戸開走行防止のための保護装置、いわゆる二重ブレーキの設置が建築基準法で義務付けられた。しかし建築基準法では、古いもの(既存不適格)には適用されない。70万台といわれる既存のエレベーターに対し、強制力を持つて保護装置を設置させることは出来な

ら、課題を限定して出来る。消費者庁は、専任の技術的専門家を抱えていないし、研究所を持っているわけでもない。技術的嘱託や他の研究機関、大学の研究者に協力を依頼するしか具体的な事故調査は出来ない。従って、消費者の期待に応えられるような